

## 摂関期における荘園整理

森田 悌

### (一)

権門貴族による在地進出と経済活動は九世紀を通じて大問題となりしばしば禁制の出されていたことは『類聚三代格』所収の官符等から知られるが、その集大成として延喜二年三月の一連の官符があり、以後暫く政府が荘園整理を行うに当りこの時の官符を基準にして格前・格後を称したことは周知に属す。小論では延喜二年格に関し若干の考察を行い、その上で十・十一世紀における荘園整理令をとりあげその性格や実効性について考え、更にそれとの関連で謂ゆる免除領田制をとりあげ、摂関期中央政府の地方政策をみていこうと思う。十世紀以降になると太政官は地方政策を願みないようになり徴収請負人化した受領の貢納状況にしか関心をもちなくなると説かれることが多いが、かかる所説に対する

批判も意図したい。

ところで叙上の延喜二年官符は三月十二・十三の両日に涉り九通布告されたが、うち五通は班田・調庸制その他国司による律令行政精勵の指示で、残る四通が権門による荘家・荘田経営の制肘ないし山河薮沢の占固・独占的利用の阻止に関わる。今これらの官符の事書を列挙すると、

- ① 応停止勅旨開田並諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅、占請閑地荒田事、
- ② 応禁断諸院諸宮王臣家仮民私宅号庄家、貯積稻穀等物事、
- ③ 応停止臨時御厨並諸院諸宮王臣家厨事、
- ④ 応禁制諸院諸宮及王臣家占固山川薮沢事、

特に①②で荘家に対する規制を明記していることから通常両官符をさして延喜荘園整理令と称してきているが、③④も田

地経営にまで至らないにしても在地における経済活動でその利用に関し荘家の置かれることがあり、田地開発を前提とする未開地占固の場合もあるから、荘園整理令と多分に関連する。これらの官符に関し多くの先学が言及しているが、顧みられるべきものとして川上多助・石母田正・村井康彦・高田実等の諸氏の論述がある<sup>③</sup>。かかる先学の所論に触れつつ私見を展開していきたいと思う。延喜の該官符に関し始めて本格的な分析を行ったのは川上氏で、①官符について(一)醍醐踐祚以降の勅旨田を悉く停止し、(二)諸国百姓と権貴の間における田地舎宅の寄進売与を禁止し百姓から受けた田地は公験により本主に還さしめ、(三)院宮五位以上による占請を禁止したと要約し、②官符では(四)院宮王臣家が民の私宅に稲穀を貯え荘家と称して租税を納めないことを指摘してそれを禁止し、④⑤両官符を通じて(六)元來相伝の荘家として券契明かであつた国務に妨なきものは禁止の限りにあらずとしている、と解釈し、荘園整理令として明確に位置づけたのであつた。その後石母田・村井氏は川上氏説を前提とし特に④官符の勅旨田について解釈を深化させたが、高田氏は④官符の主たる意図が荘田と一応別個である荘家が濫立されて国家権力による収納を阻害する事態に対し禁制を加えているのであつて後の荘園整理令と異なるとし、川上氏による荘園整理令という把握を根本から覆したのである。

高田氏は長文で複雑な構成をとる④官符を「右検案内」から「還流冗於他境」まで・「案去天平神護元年格云」から「妨国内之農業」まで・「左大臣宣」から最後まででの三節に分ち分析を加えているが、小論でも三節に分ち検討したいと思う。但し私見では高田氏と異り④「右検案内」かか「威脅難耐」まで・⑤「且諸国奸濫百姓」から「妨国内之農業」まで・⑥「左大臣宣」から最後までとする。更に⑦は「還流冗於他境」を境に前半を⑧とし後半を⑨とし、⑩は「令民負作」を境に前半を⑪後半を⑫とする。

⑬で勅旨田の問題点を指摘し⑭で権貴の在り地進出とそれに伴う問題状況をいい、⑮で対策を打出している。

⑬の勅旨田設定による問題点として官符では閑廢地を占めるにしても農民の産業の便を奪うことと新立荘家が苛法を人民に施していることを挙げてゐる。石母田氏は官符の文面に見えないが国家財政の見地から皇室の豪族の反律令的性格を強めていく上で重要な物質的基礎をなしている勅旨田を停止する必要があつたとし、農民の産業の便を奪うことに関しては開田・営田のために農民が徭役に駆使されることをあげその奴隸的な経営方式を苛法と把握している如くである。村井氏は正税為本策をとる当時の政府にとり勅旨開田が財政的に負担できなくなつたと考え、苛法については勅旨田に仮託して私墾田を営む国司の建てる荘家が農民の利

益に反しそれが産業の便を奪うことでもあった、としている。勅旨田荘家の反農民的性格に関して高田氏の所論も村井氏と同様である。石母田氏の皇室の財政的基盤削減のためないし村井氏の正税不足に起因するという理解は、当時醍醐と藤原時平とが律令の原則的施行に固執した改革を意図していたことや勅旨開田に正税が充たされる一方で正税不足が深刻化しつつある状況からみて妥当的だと考えられるが、産業の便ないし苛法については疑問が多い。産業の便を奪うことに関して「雖占空閑荒廢之地」といっていることに注目すれば閑廢地と何らか関係すると思われ、私見では承和五年八月七日勅に「<sup>④</sup>五畿内七道諸國勅旨並親王以下寺家所占墾田地、未開之間、公私共利、若不隨憲法、令民愁苦者、國宰郡司解却見任、專當莊長科違勅罪」とあるのが参照されるべきで、未開勅旨田が周辺の農民の慣行的な入会を妨げることがあり、それが農民の産業の便を奪うという意味であったと考える。かかる事情は早くから見られ、大同元年閏六月八日官符でも勢家の専点により百姓の生活が脅かされるのを抑止するため「<sup>⑤</sup>咫尺收入公勅旨並寺王臣百姓等所占山川海嶋浜野林原等事」を指示している。勅旨田と明記していないが公私による山野占固のため「民利」ないし「民業」を妨げることがあってはならないと嘉祥三年四月二七日官符ないし元慶七年十二月二日官符で令しており、

閑廢地の占田と農民の生活とは密接に関連していたのである。逆に石母田氏は勅旨田経営の奴隸制的性格を具体的に論証している訳でなく、村井・高田氏説の國司による仮託が原因とするならばかつて大同年間に令した如く仮託を禁止すれば十分で正当な方式で経営されている勅旨田は問題にならないはずであり、説得力を欠く。苛法については如何か。文脈からみて新立荘家と関係する訳だが、王臣家の荘家について触れている<sup>⑥</sup>ないし<sup>⑦</sup>官符ではそこに貯積された稻穀が農民に出挙され結果として農民を苦しめていると指摘している如くである。王臣家荘家の場合と同様に勅旨田新立荘家も農民の生活に影響を与えることがあったのではなからうか。かかる推考にとり示唆的な史料として延喜主税式諸國本稻条和泉國の項に見える「勅旨庄御税一千束」とあるのをとりあげてみたい。関連史料の欠如からこの稲が如何なる用途のために設定されていたのか確言できないが、勅旨田の開発ないし経営の費用に利稻をあてていたのではなからうか。九世紀武藏國で勅旨田の開発料として正税一万束を充て撰津國で乗稻二万八三〇束を河辺郡勅旨田開発料にあてていることが知られるが、かかる例から推して勅旨庄御税を叙上の如く解しては誤ないことと思う。勅旨開田が全国的に推進されたにも拘わらず勅旨荘関係の出挙稲設置を示すのが『延喜式』で和泉國のみであるのは、<sup>⑧</sup>官符によ

り勅旨開田の停止措置がとられた結果御税の停廢も行われたことによるのであろう。僅かに和泉国のみに例外的に存続させられていたと考える。本来の勅旨田の開発・經營はかく『延喜式』に痕跡的に規定を残している勅旨庄御税から推測して一定数の出挙稲を設定しその利稲により運営していたと思うのである。出挙が「吏民之苦」<sup>⑩</sup>といわれ百姓にとり大きな負担であったが、勅旨開田の進展に伴いそのための出挙稲も加増されそれが農民にとり苛法となつていたので停止するというのが、<sup>⑪</sup>官符立案者の論理ではなからうか。以上から皇室財源の削減及び正税不足とともに<sup>⑫</sup>官符から直接的に導けることとして農民の入会妨害と出挙負担とを、勅旨田の問題点として指摘できると思う。

皇室私領的性格をもつ勅旨田を問題にしている<sup>⑬</sup>に対し権門による田地集積をとりあげているのが<sup>⑭</sup>である。<sup>⑮</sup>では諸国百姓が田地舎宅を権門へ寄進売与することによりその政治的圧力を仮り租課や出挙を免れ国務対捍を行うとともに、逆にかくして権門の荘濫立がなされその経済活動が盛んになると周辺の農民を圧迫し生活を破壊していることを指弾している。<sup>⑯</sup>では天平神護元年格以下の開発関係の法令を列挙し、いずれも百姓の開発奨励を意図していると総括し、農民を力役に動員したり産業を妨害する権門による開発は一貫して抑止してきていると述べている。従つて<sup>⑰</sup>

は寄進買得による権門の荘増加を示し<sup>⑱</sup>は権門自からの開発に關わり、荘園を二分する概念である寄進地系と自墾地系とを示しているといえよう。<sup>⑲</sup>の国務対捍についていえば、早く天長二年十月二十日官符で「応言上王臣家並諸司官人等不進田租歴名事」を指示し権門が政治力で田租を免れている事態を難じているが、その後同様の事態を指弾する政令は頻に出されており、寛平七年九月二七日官符<sup>⑳</sup>では権門と結託する百姓に対し課税しようとしても「国司詳知非家物、為恐權勢擊目閉口、是故官物已致未進、國宰罹其負累、國之難治莫大於斯焉」と述べている。元来免租処分は延喜太政官式に「凡免除官物、先下符民部省、省修符請印、不得直下符於國」とあり太政官符と民部省符とによる認定を必要としていたが、<sup>㉑</sup>権門ないしそれと結合した百姓は政治力を駆使して非合法に國郡から免租処分をかちとっていたのである。著名な延喜二十年九月十一日「右大臣藤原忠平家牒」<sup>㉒</sup>にみる東寺領大山荘の免除要請はかかる政治的圧力の一例である。先学の説く如く荘園自体は正式の免除特典をもたない限り輪租を旨とし逆に租税を果す限り何ら支障はないが、かかる非合法の租課逃脫は国務対捍となつたのである。<sup>㉓</sup>の自墾地系についても逃租の嫌はあつたろうし、「尽土民之力役、妨國內之農業」とある如く周辺の農民を圧迫し律令権力にとり好しくない事態に趨り易かつたのである。具

体的なあり方としては優越した経済力を利用して農民を駆使したり未開地への入会妨害や水利における妨害などが考えられよう。<sup>⑭</sup>

かく勅旨田や権門の荘荘営が百姓を庄迫し逃租する事態に対し<sup>⑮</sup>で対策を出しているのだが、<sup>⑯</sup>では当代以降勅旨田の停止と負作化を指示している。負作化について村井氏は正税支出抑制のための請作化と解し、村井氏説を更にすすめた高田氏は一般国衙領に均質化し請作による地子収取を行ったと解したのである。高田氏は特に証拠を挙げてはいないが、貞観六年に勅旨田と思われる平城京内内蔵寮田一六〇町を収公し輪租田化している例があり、<sup>⑰</sup>かかるあり方に倣い勅旨田停止は収公し公領への転換をさすと思われる、高田氏説に従ってよいと思われる。<sup>⑱</sup>では権貴五位以上家に対する寄進売与及びその占請を禁止し、権貴の集積した田地も公験により本主に返さしめることをいい、かつ券契分明ないし国務に妨害なきものに限り荘として存続を承認することになっている。<sup>⑲</sup>

<sup>⑳</sup>で指摘した矛盾の原因を根本から除去しようとする強行策で、新たな荘増加を抑制し既存のものにも規制を加えることになったのである。規制されることになった券契不明とは荘の正当性を保証する開発や買得による正規の公験を有さない場合で、具体的には公験の詐偽ないし籠作の如きであろう。例えば貞観初年の頃近江国元興寺領依智荘で寺領田が百姓の姦偽で公田・治田とされ

王中納言宅や日向守藤原頼基宅へ売却され、延喜の頃調安宗の買得した田地は民部省・国郡図帳に寺田と付注されていることが判明した。<sup>㉑</sup>古代の土地所有には公験主義が貫かれていたが、実際には取扱においてルーズな面がありかかる姦偽が間々出来したのである。公験なき籠作とは五位以上に対し荘田・品位職田以外の営田を禁止する寛平八年四月二日官符で難じている「権貴之家乗勢、挾威、称庄家之側近、則妨平民之田地、或売買不和点領三四十町、或寄事負累責取五六載券」の如きであろう。権門は実力を駆使しまた不当な売買・賃租契約により百姓の土地を囲込んでいたのである。<sup>㉒</sup>同日官符「応停止諸寺称採材山四至切勘居住百姓事」で南都諸大寺が柚城内百姓治田に地子を課していることを禁制しているが、公験上寺田ではあり得ず、実力による寺領化の一例と見做せよう。国務の妨害とは<sup>㉓</sup>で指摘している国の收納行政への対捍をさすと考えられる。国務なる語は例えば「未進調庸並欠失正税器仗戎具等類每物有数、(中略)望請、分置官人以為別当、專一其心令濟國務」<sup>㉔</sup>とある如く国衙行政一般をさすが、主としては收納行政に関わる。既述した権貴の政治力による非法な逃租行為を封じたのである。後に国免荘の不安定さの説かれることが多いが、国免とは既引太政官式の手続に依らず法理に照せば不法な措置であり、後任国司の判断で国務に妨ありと認定し得たことによる。

ところで先に紹介した如く高田氏は㊦末尾に「相伝庄家」とあることに注目し、それが荘田と明確に区別された存在であるとして、その規制を意図したのであって後の荘園整理令と性格を異にする」と説いたのであった。しかし庄家とは㊦官符に「或本有田地自立庄家、或新占山野収其地利、因此等事各求便宜、借民私宅積聚稻穀等物、号称庄家」とあり、荘田ないし山野の経済的利用に即して立てられる管理施設で、前者の場合「自ら立ツ」とある如く荘田経営には必ず附随するものである。従って庄家と荘田とは不可分の関係にあり、荘田規制は即庄家規制となるから、私出挙等の庄家活動のみに注目する高田氏説は稍一方的な解釈である。④官符は㊦㊧にみる如く全構造的にみて勅旨田および寄進・買得ないし自墾による権貴の田地拡大を問題にしているのであるから、㊦においても主たる目的は庄家規制でなくそれを介したところの荘田規制を意図していたととるべきで、川上氏以来の荘園整理令という把握を正しいと考える。寧ろ庄家と私出挙の関連を専ら問題にし禁制しているのは㊦官符で、④が㊦と異った政策意図を有していたと考えるべきことから高田氏説は当たらないことである。<sup>②</sup>

㊦㊧兩官符はそれぞれ御厨停止ないし山川敷沢の占固を禁止する内容で、④官符に比べて短文であり先学も特別の注解を施しておらず、解釈に問題はなさそうである。以上④①㊦㊧官符について

検討を加えてきたが、整理して表示すれば次の様になるろう。

	対象	禁 制 内 容	実施方法
④官符	勅旨田 荘 田	当代以降勅旨田停止 荘田新設禁止・券契不分明国務に妨 ある荘田の停止	百日内弁行
㊦官符	荘 家	国務に妨ある庄家の停止	
㊧官符	御 厨	停 止	百日内弁行
㊦官符	山川敷沢	占固禁止	百日内弁行

延喜荘園整理令の実効如何に関し川上氏は大和国柴山寺領と丹波国東寺領大山荘の取公例をあげ効果をあげていたと説いたが、赤松俊秀氏はこれを契機に例外的な郡司層・有位者の場合を別にして百姓の田地立券が抑止されるようになったと説いた。<sup>③</sup> 事実として例外を除き立券例はみられなくなるが、④①㊦官符はいずれも権貴ないしその囑による占請・買得を禁止しているものの、六位以下百姓の行為までは禁制していない。延喜初年を境に百姓の治田活動がみられなくなったとは考え難いから、立券という法的手続のみ抑制されたことになる。④官符で囑をうけての百姓による買得・占請を禁止しているから、例外を除き六位以下百姓の立券に囑託行為の可能性のあることを恐れ抑制したのであろうか。或は㊦官符で山川の公私共利をいっているから、公水の解釈を拡

大し例外的な治開田以外延喜民部式の「凡私墾田用公水者、論多  
少収為公田」を適用して立券を阻止したのかも知れない。但し赤  
松氏によれば立券抑制の代償としてこの頃から作手<sup>1</sup>耕作権の安  
定が図られたというから、百姓は新開治田に対しても輪租を義務  
とする耕作権は国郡から保証されたことであろう。

ここで十世紀前後における租についてみると、元来口分田・治  
田は段別一・五束<sup>1</sup>米七升五合の田租を負担したが、班田制が廃  
絶され口分田の請作化がすすむと当時の平均地子率段別三斗を負  
担するようになった。田品意識が消滅し、平均収穫段別三十束に  
対する $\frac{1}{5}$ の地子六束<sup>1</sup>三斗ということである。十世紀末『尾張  
国郡司百姓等解』で守藤原元命が段別三斗六升の「租殺」を課し  
たというのも、検田勘益により一段の見作田を一・二段に付帳し  
基準三斗の二割増を課していたことの謂である。治田率法につい  
て貞観年間に一時的な措置であったが段別二束<sup>1</sup>一斗に加増され  
たことがあった。<sup>②</sup>承保四年十月「僧覚増解案」に伊賀国湯船荘に  
関し「件所領元者前阿波守藤原万枝元慶之比開発荒野領掌、段別  
以租米壹斗参升進国掌」と記している。二百年近く前の由来であ  
るから信憑性に問題はあるが、租米七升五合という觀念が意外に  
強固に存続している社会環境を考慮すると敢えてそれと異なる一斗  
三升には信憑性をみてよいと思われるのであり、治田率法が国衙

との契約で決められかつ本来の七升五合よりも上昇が図られてい  
たと推測する。寛弘七年二月五日「石部千吉請文」で田租公済を  
条件に荒野の開発を認められ、長暦三年九月二十九日「僧長惠空閉  
地請文案」<sup>③</sup>で租税進公の条件で葦原の開発を公認されているのも、  
租率不明だが万枝の場合と同性格であろう。但し元命の租政を糺  
弾する解文で治田率法に触れていないことからみて、多くの場合  
公田請作地子へ同質化されていたのではなからうか。特別な治田  
率法が一般的であったならば、それに関し元命が何らか苛酷な行  
為に出ている可能性が強く、然りとすれば百姓がそれについて元  
命を批難しないことはなかったであろうと思われるからである。  
延喜荘園整理令以降立券を阻止された百姓治田は法的に公田とな  
るから、原則として段別三斗の地子率が適用されていたと推測し  
ておきたい。但し治開後三年間の免除は慣行的に認められていた  
ようである。<sup>④</sup>以上から十世紀以降の収公<sup>1</sup>輪租とあるのは令制一  
・五束でなく多く六束<sup>1</sup>三斗の地子を課せられることで、<sup>①</sup>官符  
の指弾する課役遁避も正税・雑役の拒捍とともに地子化した負担  
を免れることであつたと思われる。

① 例えは坂本賞三「王朝国家体制」(講座日本史2『封建社会の成立』  
所収)

② いずれも『類聚三代格』所収。①(一)官符の全文を引用すればよい  
のであるが、長文に涉ることと容易に刊本により見られることから省

略する。猶、④官符にみえる料主を国史大系本では意により耕主と改めている。赤松俊秀氏は原本を妄りに改めるべきでないということから、料主をなじまない名辭としながらも、かかる校訂を行過としている(同氏『古代中世社会経済史研究』「領主と作人——延喜荘園整理令の再吟味——」が、『平安遺文』九六九号「平孝通解」に孝通が先祖四代の間領知してきた所領を「私料主加賀前司殿任仰旨、所進上如件」とあり、料主なる語も存在していたようである。勿論進上した土地の領主は孝通であるから料主加賀前司は領主ではあり得ず、孝通の主人筋に当る者の謂であらう。④官符の料主も買取・占請を行う使者の家主を指すとして意味が通じる。従って料主とは律令用語で本主に近い意味内容の言葉とならう。

③ 川上多助『日本古代社会史の研究』「平安朝の荘園整理」、石母田正『古代末期政治史序説』「皇室の経済的基礎の変化」「延喜の荘園整理令について」、村井康彦『古代国家解体過程の研究』「延喜の荘園整理令」、高田実『延喜二年三月十三日太政官符の歴史的意義』(『東京教育大学文学部紀要』七六号所収)、以下四氏の所説に論及する時はいずれもこれらの論文による。

- ④ 『統日本後記』同日条
- ⑤ 『類聚三代格』卷十六
- ⑥ ともに『類聚三代格』卷十六
- ⑦ 『日本後記』大同元年七月七日条
- ⑧ 『類聚国史』卷一五九勅旨田
- ⑨ 『三代実録』貞観四年三月二六日条
- ⑩ 『類聚三代格』卷十五
- ⑪ 『類聚三代格』卷十九
- ⑫ 『類聚符宣抄』卷六貞観四年七月二七日宣旨で民部省を経由する事は省符を用いるとする式(『弘仁式』は繁劇なので省略にしてよい

と指示し、但し免除関係には省符を用いよとしている。この宣旨から本文で引用した太政官式と同様の式文が『弘仁式』にあったことが判る。

⑬ 『平安遺文』二一七号

⑭ 王臣家の者が百姓の水利を妨げていることを示す説話に『日本靈異記』上巻第三「雷のむかしびを得て生まれしめし子、強き力ある縁」がある。

⑮ 『三代実録』貞観六年十一月七日条。猶、内蔵寮と勅旨田の関係および勅旨田の皇室私領的性格については拙稿「平安初期内蔵寮について」(『金沢大学法文学部論集』十九号所収)参照。

⑯ 官符の文章「其社百姓田地各任公験、還与本主」の解釈が川上氏においては明瞭性を欠き、高田氏は勅旨田の中に囲込まれた田地の返還と解しているが、文脈的にみて勅旨田被圍込地ととるのは唐突である。私は後注⑳寛平八年四月二日官符で指弾している権貴が荘家の側近と称して実力ないし不当な賃租契約などにより押奪した土地を本来の公験に任せて返還せよの謂にとる。

- ⑰ 『平安遺文』一一八号
- ⑱ 『平安遺文』二一四号
- ⑲ 『類聚三代格』卷十五
- ⑳ 『類聚三代格』卷十六
- ㉑ 『類聚三代格』卷五大同三年五月十六日官符
- ㉒ ④官符ともに相伝荘家の限定つき許可をしているが、④では券契分明をいい⑤では「実為庄家」というのみである。通常券契に公験は土地ないし建物の付属した家地に關する國郡の公証権利書のごとで、田令宅地条養解に倉屋等の売買については官司に触れる必要がないとある如く単なる建物の場合には使用されないから、④の荘家が単なる施設・建物に終らず土地と合体したものであることを示し、⑤は④の田地付属の荘家に限らず広く経済活動のための管理施設を指している

と考えられる。㉔で挙げている百姓の私宅を仮りた荘家の如きは券契と無関係に存在し得よう。

㉕ 赤松俊秀前掲論文

㉖ 以上について拙稿「撰関期政治基調の考察——苛政愁訴を中心として——」(『日本史研究』一七三号所収)に詳述してある。

㉗ 『三代実録』貞観四年三月二日条、同六年正月二八日条

㉘ 『平安遺文』一一四五・一一四六号、猶、藤原万枝が阿波守であったことは『三代実録』元慶三年十一月二五日条より確認できる。

㉙ 『平安遺文』四五三号

㉚ 『平安遺文』五七八号

㉛ 『平安遺文』一六〇号ないし一〇〇二号に治開四年めからの収納を示す文言がみられる。『類聚三代格』卷八天長元年八月二十日官符では治開後六年間の免租をいっているが、慣行は格制と異っていたようである。

(二)

本節では延喜以降応徳二年までの間の荘園整理令についてみていきたい。この時期の荘園整理令の動向に関し既に谷口昭氏の論及があり、受領層が荘園整理への意図をもったものの藤原撰関家の強圧により抑止され実効性をもつ整理令の展開は受領が撰関権力から解放された院政期に至ってからであると指摘している<sup>①</sup>。整理令の動向を撰関期ないし院政期という時期的相異により特色づけた場合氏の指摘の如くなる<sup>②</sup>。しかし氏の論考は荘園整理令の

専論でないこともあり稍概括的であり、撰関期整理令を院政期のその前提と把握する点に異見をもたないが、撰関期整理令を実効性を欠いていたとし消極的評価に終止している点には問題があると思う。小論では該時期の整理令を拾集し考察を行ってみたい。荘園整理令には全国を対象に出されたものと国単位で出されているものがある。前者では、

- ① 延喜二年三月延喜荘園整理令<sup>③</sup>
- ② 永観二年十一月格後荘園ノ停止<sup>④</sup>
- ③ 永延元年三月王臣家荘園田地ヲ設ケ國郡ノ妨ヲ致スヲ制止<sup>⑤</sup>

④ 長久元年六月当任以後新立荘園停止ノ議、但シ実施サレナカッタカ。<sup>⑥</sup>

- ⑤ 寛徳二年十月初司任中以後新立荘園ノ停止<sup>⑦</sup>
- ⑥ 天喜三年三月寛徳二年以後新立荘園ノ停止<sup>⑧</sup>
- ⑦ 延久元年二・三月寛徳二年以後新立荘園ノ停止シ、公田加納・浮免荘ナインシ國務ニ妨アル荘園ノ停止<sup>⑨</sup>
- ⑧ 承保二年閏四月寛徳二年以後新立荘園ノ停止<sup>⑩</sup>

全国を対象とした荘園整理令であるだけに太政官の積極的な国政指導方針に基くと解されるが、右に列挙した立法例から、延喜二年令以降永観二年令まで八十余年間空白であること、永観二年令

發布以後まもなく永延元年令が出されていること、しかしその後六十年近く出されていないこと、寛徳二年令以後平均十年間隔で出されていることなどが判明する。①と②の間の当初延喜年間は醍醐・時平の指導下にあり④⑤官符を収録する『延喜格』の編纂・施行が行われた時期で延喜二年令に対する関心も強かったろうが、延喜以降五十年近くに涉り藤原忠平・実頼父子が廟堂の中心であった。政策面において醍醐・時平と忠平とは稍異っていたと考えられるのだが、後者は権貴の在地進出抑制に対し消極的であったと考えられる。天慶の頃忠平家使が播磨國で濫行している事実もかかる忠平の政策志向と没交渉ではなからう。永観二年令はかかる忠平以来の政策に対し花山朝廟堂の実権を握った藤原義懐が革新策を意図して布告したものだし、永延元年令は一条朝の頭初に当り義懐追放に成功し摂政に就任した藤原兼家が治政の抱負の一環として布告したものである。因みに永延元年令は九条からなる新制の一条であった⑭。しかし二七七年間に渉る一条朝において以後整理令はみられず後冷泉朝に入るまでの三条・後一条・後朱雀三代の間も出されていない。この時期の廟堂における最高指導者である藤原道長・頼通父子が莊園整理政策に冷淡であったと帰結し得よう。「天下口地悉為一家領、公領無立錐地歟」といわれ著名な小弓莊の寄進も道長の時で、その莊園政策と関連し

ていたと推考する。頼通執政後期になると摂関家の外戚策が円滑にいかずその政治力が低下し逆に天皇の指導性が強化されてくるが、後冷泉朝以後におけるかなりな頻度を伴う整理令の布告はかかる政治的力関係の推移を反映している。結論として執政期の長かった忠平・実頼父子と道長・頼通父子は莊園整理に冷淡であり、國政の基本政策として採用することに消極的であった。但し國別の莊園整理令の出され方は全国を対象にした布告の場合とかなり異なる。次にその管見に触れたものを列挙する。

- ⑨ 天慶九年十二月（因幡）諸院宮家ノ所々点領ヲ禁ズ
- ⑩ 長保二年八月（志摩）供御所ヲ除ク院宮家莊園ヲ禁止
- ⑪ 長保四年四月（若狭）莊園ヲ制ス
- ⑫ 万寿二年九月（若狭）関白所領莊ノ國務妨害ニ関シ申請シ許容サル
- ⑬ 永承五年四月（和泉）寛徳二年以後新立莊園並ビニ寄人ノ停止
- ⑭ 永承七年十二月（伊賀）前司打立ツ莊園ノ停止
- ⑮ 天喜元年三月（伊賀）前々司任中以後ノ莊園停止
- ⑯ 天喜二年三月（紀伊）寛徳以後新立莊園ノ停止
- ⑰ 治暦元年九月（越中）寛徳・天喜ノ符ニ任セテ莊園ヲ停止

⑮ 承暦二年六月（伊賀）寛徳二年以後新立荘園ノ停止

史料残存の偶然性を考慮する必要があるが、十世紀において既にみられるとはいえ十一世紀初頭の頃から頻にみられるようになってきているといえよう。大半が国司の申請に基いて出されておられ、太政官の態度は全国を対象にした荘園整理令の場合に比較して受身となる。荘園整理に消極的であった忠平ないし道長執政期においてもみられるのは、律令支配を建前とする限り整理申請は法理にかない認めざるを得なかったからである。『愚管抄』の「宇治殿ノ時一ノ所ノ御領ノトノミ云テ、庄園諸国ニミチテ受領ノツトメタヘカタシナド云」という指摘は周知に属すが、九世紀においてしばしば国司が権門の経済活動に不満をもち禁制を求め官符下付となっているあり方を承けている。十世紀中期忠平の活躍期に一例であるのは、叙上の忠平の荘園整理に関する政策路線を反映している可能性がある。十一世紀初以降に多くみられるようになったのは、十世紀末⑯⑰整理令の布告により、整理の気運が高まったことによるのかも知れない。

ところで天永二年十月二日「筑前国観世音寺三綱解案」に「新司在京之間、附在庁官人等解状、被申下去年壬七月六日官符僞、応遣官使、且停止新立庄園、且令舟濟所所庄園加納田官物事云云、是国司初任例状官符也」とあり、荘園整理を指示する初任例状官

符なるものが存在していた。竹内理三氏はこれより院政期におい

て国司による荘園整理の官符申請が例になっていたと述べ、竹内氏説を承けて坂本賞三氏はこれを「国解」と称することを提唱している。国司が任命されると間もなく新任国司申請雑事なる治政

方針の献策がなされ太政官の審議を経て官符の下される慣例は十一世紀前後の撰関盛期において既に認められるが、⑱は万寿二年三月二三日に赴任した若狭守師光が申請したもので、赴任後約五カ月後になされているといえ任地の問題状況を把握した上での

それで、新任申請雑事と見做し得る。因みに師光はこの時三条の申請を行っており、そのうち一条が⑳である。㉑も前司季定が前年冬任終遷替のあとをうけて和泉守菅原定義が永承五年四月十日に行った奏上に対し下された官符で、任後さ程経っていない時期の上請に基いている。猶、定義はこの上請の五日前にも雑事二カ条を申請している。他の例では補任時と申請の時点との関係を知ることができないが、初任申請事の中に荘園整理関係が少なくな

ったと推測することは許されよう。従って荘園整理関係が初任例状官符事項として安定した制度となるのは院政期に入ってからであろうが、その先駆的なあり方は撰関期において既にみられていたとしてよい。太政官の基本方針としての荘園整理令は道長執政期ないし頼通執政前半期においては出されていないが、国別整理

令はかなり頻繁に出されていた可能性がある。猶、若狭守師光は赴任後申請を行っているが、院政期に入った元永元年十二月九日「但馬第二度国司庁宣」<sup>④</sup>に、

一、可参上在庁官人等兩三人事

右為召問先例国事、為宗之輩、可参上之、

とあり、当時の国司が拝任後直ちに下国しないことから在庁官人を上京させ国内状況について報告をうけ治國の方策を立て、それにより新任申請雑事をなしていたらしく思われる。鎌倉期に入り律令行政の形骸化した段階ではあるが、越中守源仲経が在京雑事に召問した上で荘園整理令を含む三カ条の新任申請雑事をなしている例もある<sup>⑤</sup>。長元七年の頃播磨国新任守の許へ在庁官人と思われる播磨大掾播万貞成なる人物が参上している<sup>⑥</sup>。「但馬第二度国司庁宣」にみえるあり方を思わせるが、摂関期になると国司が拝任後直ちに赴任しない場合が多いからその可能性は強い。荘園整理実施に当っては在庁・郡司らの利害も密接に関わるから、国司が荘園整理令を申請するに当っては彼らの意嚮も反映されていたのではなからうか。先引『愚管抄』の文言から受領の動向との関連を説くことが多いが、在庁・郡郷司らの動向をみることも重要である。

ここで史料の上で知られる整理の実例をとりあげてみよう。十

一世紀に入ると荘公一率に課すさまざまな臨時雑役が盛行するようになり、その免除如何が問題になるが、荘園整理令に基く収公<sup>⑦</sup>輪租とは一応別なので、臨時雑役のみを賦課している例は省いてある。また謂ゆる免除領田制関係も省いた。荘園整理令による収公とは一応別という理解があるからである<sup>⑧</sup>。延久整理令では文書審査の行われた荘園が少なからず知られるが、収公とは別なのでそれも省いてある。

整理対象地	整理の内容	出典
延喜八年 播磨国某荘	新開田租米勘取	一一九八号
延喜年間 大和国柴山寺領	収公	一三五九号
天曆五年 伊勢国曾爾荘	収公・雑役付科	一二二二号
天禄四年 丹波国大山荘	収公・剩田となす	一三〇七号
寛和二年 備前国鹿田荘	整理(?)	『日本紀略』
永延元年 筑前国鱸野荘	公田籠入を称す	寛和2・2・26
永延二年 紀伊国粉河寺領	雑役付科・公事を煩す	一三三三三号
正暦四年 紀伊国石坂上下	入検・作田を注す	一三三七号
寛弘元年 紀伊国高野山領	収公・租税を課す	一四三六号
長和五年 摂津国水成瀬荘	公田相交を称す	一四七七号
長元二年 撰津国水成瀬荘	公田相交を称す	一六一五号
長久三年 丹波国大山荘	国司入勘	一六〇二号
天喜元年 美濃国茜部荘	国郡司色々雑役を課す	一七〇二号
天喜元年 伊賀国東大寺領	新立荘に准じ収公	一七〇三号
天喜二年 美濃国大井・茜部荘	収公	一七一一号
天喜二年 伊賀国東大寺領	収公	一七二七号
天喜六年 伊賀国黒田荘	勝示披乘	一八八一号
天喜六年 筑前国観世音寺領	地子米勘賣	一八九九号

康平六年	讃岐國曼茶羅寺領	収公	イ九八六号
治曆三年	紀伊國菟勝寺領	収公	イ一〇一六号
延久四年	石清水八幡宮寺領	収公	イ一〇八三号
承保二年	山城國二・河内九 和泉一・紀伊一 美濃國大井・莖部荘	勝示拔棄	イ一一八号

イ『平安遺文』

十世紀後半に至り収公例が頻出するようになってきているといえよう。天曆五年曾禰荘の場合荘司解に「一件庄未有徵租稅之例、而前任守藤原朝臣國風(飛)卒前例、庄田収公、付科雜役」とあり、天祿四年大山荘の場合も國衙宛寺家牒に「一件庄田依太政官去承和十二年八月八日符並民部省同年九月十日符、為寺家佛法供家田先了、其後雖經數代、專無他妨、而今俄在重事之愁」と記している。いづれも収公される側の証言故文言通りに解釈し得るとは限らないが、以前に収公と免除の例があるならば今後の収公に際しても前例として言及してよさそうなのにしていないから、旧例を破る収公策をこの頃から漸くに國司が採用するようになってきていると考えられる。天曆五年という十世紀前半の國政を指導した忠平没後間もなくであるから、それとの関連でかかる収公策の採用がすすめられた可能性がある。寛和二年鹿田荘に対する備前守藤原理兼の介入は永観二年整理令に基くと考えられ、永延元年鱸野荘に対する勘責や同二年粉河寺領に対する付料ないし正曆四年石坂上下

・下野三荘に対する入検は永延元年整理令に依拠する國衙側の行動であろう。石坂上下・下野三荘の場合格(延喜荘園整理令)前如何を問題にしている。寛和三年二月一日「東大寺符案」<sup>⑧</sup>では阿波國荘園に対し「若有収公、引代々官省符、牒送國衙、將可令免除」と指示しており、この頃の荘園領主が絶えず収公対策を意識していたことが判る。花山朝の義懐や一条朝の兼家に荘園整理の基本方針があり、國司による収公がかなり強力で推進されていたのである。かかるあり方をうけて道長執政の撰関盛期においても収公例は知られ、既述した如く國政の基本方針としての荘園整理令こそ出されていないものの、着実に國司は収公策をもって臨んでいたようである。尤も鹿田荘に介入した理兼は、それが藤原氏の氏寺たる興福寺の長講・法華両会料にあてる荘園であるという特殊性から氏長者の忌避に触れ放氏の処分をうけており、藤原撰関家に連なる荘園に対する介入には制約があった。志摩守善道が長保二年に勸学院領を責勸した時道長と藤原行成は「一件荘依為格前之處、代々無如此之責、加以、於此院事、縱雖非理、猶可迴權議、況格前院領何有禁止乎、仰云、國司所為不當、早可進免判」という会話を交している。<sup>⑨</sup>撰関家に連なる荘園は是非を問わず整理の対象外であるという觀念があった。しかし敢えて撰関家關係を別格にするという主張からすれば、然らざる荘園に対して

は強力な整理策が適用されたとも考えられる。先学の説く如く権門ないし任終年受領の立てる荘園の濫立は確かだが、絶えず整理の対象とされていたことも確かである。天喜年間伊賀国東大寺領に対する整理断行や美濃国西部荘に対する整理策は寛徳二年整理令ないし天喜三年整理令に依拠していると考えられる。しかしかかる全国を対象にした整理令とは別に、例えば伊賀国司は永承七年・天喜元年と連年荘園整理の官処分を求めてもいる。天喜元年の場合右大臣藤原教通・東宮大夫藤原能信・侍從中納言藤原信長・内大臣藤原頼家・按察使大納言藤原資平・民部卿藤原長家の如き撰闕家に連なる公卿家の所領の官物未弁を指弾する国解を採用し、官宣旨で新莊勝示の抜棄と対捍の輩に対する催徴を指示している。延久四年石清水八幡宮寺領に対する停止処分は延久元年整理令に依拠しており、更にこの時は先学の説く如く多くの荘園文書が記録所に提出され審査をうけている。承保二年大井・茜部荘の整理は同年整理令に依拠している。因に承保二年八月二三日

「官宣旨案」には「大井・茜部荘」延久三年六月三十日新被下宣旨、重如旧堺四至打勝示之後、敢無国郡之煩、即彼時国司請文明白也、然而去潤四月二三日被下宣旨於五畿内七道諸國備、寛徳二年以後新立庄園等可停止者、爰官使国司偏寄事於新制宣旨、不論新古成顛倒之謀、入乱拔捨勝示」とある。国司にとり荘園整理を

指示する官符・宣旨が有力な武器になったこととともに、特に寛徳二年後冷泉朝以降撰闕家と関係を含んだ荘園に対しても圧力が加えられるようになってきている。延久の荘園整理では頼通領にも及んでいたことが『後二条師通記』などから知られるが、天喜元年伊賀国へ下された権門領を名指にしている宣旨の延長上に位置づけられる事象である。

それではかかる荘園整理を積極的に意図したのはどのような人たちであろうか。先引『愚管抄』の文言などを根拠に受領層であったということは広く認められている処で異見をもたないが、それとともに小稿では在庁・郡郷司層らの動向にも注目したい。現地で整理の実際に当るのは彼らであり、その動向が無視されてはならない。先の天祿四年大山荘田収公に際し寺家は国衙に牒送し、同荘を管理下におく多紀郡司に対し収公停止の指示をすることを求めたのであった。鱈野荘の場合領主は「郡司紆偽ヲ宗トナシ、虚言ヲ構申シ、公田ヲ籠入スト云々」と証言している。紀伊國粉河寺領や高野山金剛峰寺領でも郡司が収公に当り、寺牒で郡司の行為を停止させて欲しいと申請し、それを容れた国符が郡司に下されている。天喜の頃伊賀国で守小野守経の指揮下で東大寺領に対し勝示抜棄等の実力行使に当たっていたのは郡司・在庁官人らであった。収公に租税賦課と稍異り臨時雑役賦課であるが、天喜三

年丹波国後河荘では国使判官代・県刀祢・郡司らが従類を率い入部し勘徴に当っている<sup>③</sup>。かかる例から在庁・郡郷司らの荘園整理と課税強化に対する積極的な姿勢を窺知することができよう。

元来在地進出を行い経済活動を意図する権門と在地豪族層との関係は微妙で、親和する面とともに相反関係にあった。九世紀官符で「土人浪人皆称王臣家人、無畏国吏之威勢、不遵郡司之差料」をいい先引<sup>④</sup>官符でも両者が結託して国務に対捍している事態を抉出しているが、他方寛平八年四月二日官符所引山城国諸郡司解では王臣家が郡司を無視して圧略を行っている<sup>⑤</sup>と述べ、延喜五年八月二五日官符では「院官諸家偏就田宅資財之事、不経国宰直放家符、召捕郡司雑色人等、勘責禁固殆過囚人」と指摘する如く、鋭く対立してもいたのである。ところで十世紀以降になると郡郷司が地方官職に止らず支配管轄地域に対して領主として臨む傾向はよく知られている。律令制下においても郡郷に收納単位としての側面があったが、九世紀末になると郷専当郡司の如きが出現し郡郷の收納を請負うようになる。かかる郡郷司はその支配域を一つの独立した経営体として把え国衙への收納の責を果すとともに私利をも挙げていた訳で、かかる者にとり不輸荘の増大は好しくなかつたことにならう。先引天長二年十月二十日官符で権貴の進出により租入を阻害された郡司が却って罪に陥るといふ指摘は、

かかる反目の原初形態を示す。いずれにしても権門の荘田拡大は郡郷司の利益に反し、籠入公田の取戻しや治開田の収公に努めたのである。先に新任国司が在庁を召問して治國方針をたてていたことを述べたが、後者の荘園整理への願望の採用されたことは十分にあり得るのである。十一世紀後半になると国司文書における下僚の連署は限られてくるが、例えば例外的に大井・茜部荘に対する国司の干渉関係では介各務氏ないし宮道氏が加っている<sup>⑥</sup>。両氏は同国の豪族で郡司氏であり、その利害が両荘に対する干渉と関係していたことによらう。

① 谷口昭「諸国申請雑事——撰関期朝廷と地方行政——」(『中世の権力と民衆』所収)

② かかる所説は夙に院と受領層との結合を指摘し、後者の要望として荘園整理が断行されていったとする林屋辰三郎氏の見解(『同氏』『古代國家の解体』「院政政権の歴史的評価」)に符合するものである。

③ 前節注②

④ 『日本紀略』永観二年十一月二八日条

⑤ 『平安遺文』三三九号

⑥ 『春記』長久元年六月三日条、同八日条

⑦ 『平安遺文』六八一号

⑧ 『勘仲記』弘安十年七月十三日条

⑨ 『平安遺文』一〇三九号、一〇四一号、『百練抄』『扶桑略記』延久元年二月二三日条。猶、この時の官符の発布の日付が三者で異り、それぞれ④二月二日、⑤三月三日、⑥二月三日(但しこれは官符

でなく勅とある)となっている。後代の編纂物故㉔の信憑性は劣るとしても、㉔㉕は文書中に引用されているもの故その喰違は看過できない。竹内理三氏は二度に渉り出されたとし、㉔で従来と異なる加納杏定という新路線を打出したとし㉕で通常の整理令に戻ったと考え(『歴史学研究』二二五号所収「平家及び院政政権と荘園制」、五味文彦氏は㉔を国司あての官符とし㉕を荘園領主あての官符と解している(『日本史研究』一五八号所収「院支配権の一考察」)。しかし革新的な整理令の一月後に平凡な整理令が出されるということは、その逆ならあり得ても、不自然であろうし、太政官符が被管でない荘園領主あてに出されるということは抑あり得ないことである。私は㉔㉕は同一の官符を指し、㉕が加納停止の如きを示唆しないのは被引用文であることによる取意の結果であると考える。日付の相異については㉔が九國を管轄する大宰府あてであること㉕がそれと異なる伊賀國あてであることにより説明がつくのではなからうか。『貞観交替式』斉衡二年五月十日官符「応准未進調庸敷、没國司公磨并調使帰國事」は『類聚三代格』卷八貞観六年十二月十四日官符「応調庸未進代没非業博士醫師公磨事」では「右得若狭國解備、太政官去斉衡二年五月十九日下諸國符備(下略)」として引用されている。即ち『貞観交替式』官符の日付と若狭國へ下された官符の日付とが相異しているのだが、諸國へ下される官符は道別ないし國別に作成しなければならないことより太政官での作業が一日で終了せず、ある國では十日付でも若狭國あては十九日付となったことによる。『別聚符宣抄』天慶九年八月十三日官符「応科責不従大嘗会悠紀主基行事務所仰國司事」は二通あり、五畿内・東海・東山・北陸道諸國司あては左中弁大江朝綱と左大史海菜恒が作成し、山陰・山陽・南海・大宰府あては右中弁藤原有相と左少史阿蘇広遠により作成されている。同一内容の官符のこと故同一の弁史により作成されて然るべきことと思われるのだが、かく二組のチーム

に分れて弁史が事に当たっていたのであり、天慶九年八月十三日官符は同一日付となっているものの、場合によっては上卿弁史らの都合により日付の異なることがあり得ることにならう。仔細に調査すると同一内容の官符にして日付の異なる例は間々あり、例えば『政事要略』卷五一延長五年十二月二六日官符は同書天曆元年閏七月二三日官符では延長五年十二月十三日官符として引用されている。かかる場合にはいずれかの日付が誤っているとも解釈し得るが、原本は尊重されるべきであるから、叙上の官符作成手続に帰因する可能性を排すべきではなからう。また『政事要略』卷五一によれば永延元年三月五日に太政官符をもって雑事十三カ条が布告されており、うち三カ条は「応調庸雜物進期未進科資府司事」「応調庸雜物合期見上事」「応調庸雜物進期未進國司任格解却見任事」として知られるが、府司とある如く明らかに大宰府あてを含んでいる。猶、『日本紀略』『扶桑略記』では十三カ条発布の日付を三月四日としているが、水戸部正男『公家新制の研究』に従い『政事要略』官符の日付三月五日の方が正しいと思われる。ところで『尾張國郡司百姓等解』には永延元年三月七日(写本によっては寛弘三年とあるが、内容的に寛和三年永延元年の誤である。また写本によつては三月七日でなく五月八日ともあるが、一応ここでは三月七日としておく。『尾張國郡司百姓等解』の本文に関しては阿部猛『尾張國解文の研究』参照)に九カ条の官符が出されていたとあり、うち二カ条は事書からみて『政事要略』で知られる三カ条の右記した二者と一致する。水戸部氏は十三カ条と九カ条の日付が近接することから後者は前者から抽出再施行したものと考えているが、私は前者は大宰府あてなのには後者は十三カ条から大宰府關係を除いた分を諸國あてで布告したことによると考えるのである。九カ条の中には本文で挙げた㉔永延元年整理令も入っているのだが、これは大宰府あて十三カ条の中にも入っていたと考えられるから、大宰府での整理令の日付

は三月五日なのに諸国(確実には尾張国のみで、他の諸国では異っていた可能性を排さない)では三月七日となっていると考える。延久整理令が二月二日と三月三日の二度に渉り出された如く見えるのも、かく一方は大宰府あてで他方が伊賀国あてであることによるのであって、内容的には同一のものであったと考える。

⑩ 『平安遺文』一一一八号

⑪ 拙稿「撰関政治成立期の考察」(『歴史学研究』四三二号所収)

⑫ 『貞信公記』天慶八年七月十八日条

⑬ 花山朝に関し阿部猛『平安前期政治史の研究』「花山朝の評価」は革新性を認められないとする。しかし荘園整理令という最も重要な土地政策において長らくつづいた忠平・実頼路線と異なる政策を打出し、しかも本文で述べる如くこの頃から昂まる荘園整理の気運を政策化している訳で、撰関家傍流とはいえず青年政治家義俊とその腹心藤原惟成の革新性は評価されるべきである。同朝当初永観二年十一月十一日に撰宴の禁制を出している(『日本紀略』)のも義俊が官廷貴族の統制引締めを図り革新政策の断行を意図せんとしていることを示すと思われる。因みに撰宴の制は応天門の変の直前や藤原時平と菅原道真の対立が激化した時の如く古代政治社会において緊張が昂った段階で布告される 경우가多く(前注⑩拙稿参照)、花山朝当初においても政治的緊張の昂まりを想定し得ると考える。

⑭ 『尾張国郡司百姓等解』、猶、前注⑩参照

⑮ 『小右記』万寿二年七月十一日条

⑯ 『良峯氏系図』、猶、『平安遺文』四四八号「紀伊国金剛峯寺帖案」に寛弘のころ道長家使が金剛峯寺領に対し責凌したという風聞を伝えている。道長家の在地進出への活発な活動ぶりを示唆しているところとれよう。

⑰ 藤本邦彦『日本全史』3第四章

⑱ 『貞信公記』天慶九年十二月十日条

⑲ 『権記』長保二年八月四日条

⑳ 『権記』長保四年四月十日条

㉑ 『小右記』万寿二年九月一日条、同十三日条

㉒ 『平安遺文』六八一号

㉓ 『平安遺文』七〇一号

㉔ 『平安遺文』一〇一六号

㉕ 『勘仲記』弘安十年七月十三日条。猶、この整理令を中野栄夫氏は全国を対象としていたと解している(『図説日本の歴史』5所収「荘園整理令一覽表」、この表には見落しが多い)が、その場合には通常權威を高めるために五畿七道諸国に下すとあるのを例とする。単に越中国(下す)のみあり、越中国関係の官統文からの引用であることのみでも越中国のみを対象としていたと解すべきである。雑事二カ条として下されているのだが、一が荘園整理令で他は越中国から調物を運上する際の津泊において徴収される勝載料のことを内容としており、後者は越中国関係であることが明白である。越中国司が行った申請雑事二カ条に対し与えられた官裁(官符二カ条)であろう。猶、統文に關しては谷口昭「統文攷——太政官行政の側面——」(『法制史研究』二二号所収)参照。諸国申請雑事については同氏前注①論文参照。

㉖ 『平安遺文』一七一〇号。中野栄夫氏は全国を対象としていたと解している(前注㉕)が、五畿七道諸国あてとないことから、伊賀國のみを対象としていたとすべきであろう。

㉗ 『平安遺文』一七五三号

㉘ 竹内理三前掲論文(前注⑩)、かかる官符が統文として整理されることになるが、それについては谷口昭前注②論文参照。

㉙ 坂本賞三『日本王朝一国家体制論』第一編第二章

㉚ 撰関期における諸国申請雑事ないし新任国司申請雑事の例は谷口昭

前掲論文(前注①)で整理されている。

③1 『小右記』同日条

③2 『平安遺文』六八二号

③3 『朝野群載』卷二二

③4 『平安遺文』五二四号

③5 坂本賞三前掲書では、延喜八・九年以降において定着しかつ整理令とは没交渉な一の制度と解している。

③6 『平安遺文』三二五号

③7 『朝野群載』卷七寛和二年十一月二十日仰書

③8 『後二条師通記』寛治五年十二月十二日条、康和元年六月十三日条。但し頼通の何らかの支配権の及んでいた所領に対し整理が及んでいたということ、狭義の頼通個人の所領は整理の対象外であつたら

しい。藤本孝一「延久荘園整理令に関する学説批判」(『日本歴史』三三三号所収)参照。

③9 『平安遺文』七五六号

④0 『類聚三代格』卷二十貞観二年九月二十日官符

④1 『類聚三代格』卷十九

④2 『類聚三代格』卷十九

④3 『平安遺文』八六五号、九七四号、九七七号、一〇六五号、一〇八五号。猶、富田正弘「平安時代における国司文書について——その位置形態と国司序宣の成立——」(『京都府立総合資料館紀要』四号所収)

参照。かかる人たちは鈴木国弘「〈惣地頭職〉成立の歴史的前提——平安末期・国衙支配機構の変質過程——」(『日本史研究』一一四号所収)で注目した国司俊見郡司に当たつた。

### (三)

次に謂ゆる免除領田制について多少みておきたい。該制関係史料では荘園に対し「収公」という表現が頻出するのであるから、荘園整理を対象とする小論でとりあげる必要がある。ところで該制に関しては荘内新開田収公ということ、古くから荘園史研究者により注目されてきたが、近年において精力的な研究を行ったのは坂本賞三氏であつた。①氏によれば、①荘園領主は新任国司の交替ごとに荘園の坪付・面積を書出して免除を申請し、田所で申請文書を基準国図や検田帳と照合し、それに基き国司が免除を決定する方式で、②延喜八・九年の頃国司検田権の確立に伴い特に官符等の指示によることなく慣行的に行われるようになった、と説いた。免除の方式を具体的に解明し荘内新開田の収公といつたかなり大雑把な段階に止っていた氏以前の理解を大分深化させることに成功しているが、③④両論点ともに疑問が多い。①に関して新任国司の交替ごとに免除を申請するという点をとりあげる。既に戸田芳実・米田雄介両氏の確認したことが、十一世紀前半大和国柴山寺領に關し寺家は国司の交替ごとに間もなく免除を申請している事実がある。春の除目で任命されるとその年の秋に行われていたのである。それを根拠に坂本氏はかかる特徴づけを行つ

たのであるが、大和国柴山寺領に關しかかる抽象を正當と評し得る如くとしても、柴山寺領に並んで史料を多く残す丹波国大山莊の場合稍異なるようである。寛弘六年十月二八日「東寺伝法供家牒」は大山莊の坪付・田積を記載して国衙に免除を申請し田所の調査に基き国司が免判をなしている文書だが、時の丹波守は高階業遠であった。ところで業遠は寛弘元年閏九月に羅城門移進奉仕で丹波守重任を申請し大功ということで目的を果しているが、二年前の長保四年九月段階における丹波守は橋某であったから、業遠の丹波守新任は長保四年十月以降寛弘元年閏九月以前ということになり、当時の国司の任期四年を考慮すると、業遠は丹波守拜任後間もなく重任を申請し任終を待たず早々に重任を決めることに成功していたことになる。その後寛弘七年三月に病により守を辞し翌四月十日に卒去している。従って業遠は長保末年頃から寛弘七年にかけて二期連続して丹波守を勤務したことになる。かかる事実から寛弘六年における大山莊の免除申請は国司交替ごとではなく、業遠の丹波守二期めの早くみても二年めに行われたことが明らかである。長和二年十月十五日「丹波国大山莊司解案」で免除を申請してきたのに対し免判を与えているのは源経房だが、前年の正月二七日の除目で丹波守となっているからその責任による収納は長和元年から開始されていたはずである。然るに免判要

求が翌年初冬であることは、国司交替ごとの免除申請でなかったことを示すのではなからうか。治安元年十一月二日「東寺伝法供家牒」に免判を与えている勘解由長官兼大介藤原朝臣は資業で、彼も前年寛仁四年正月三十日の除目で丹波守に就任していた。かかる事実から新任交替ごとの免除申請を思わせる大和国の例からのみの帰納が頗る一面的なことが判らう。

大和国柴山寺領と丹波国大山莊について荘園領主からの免除申請時を示すと次表の如くである。一例を除きいずれも九月から十二月にかけての秋收期以降に当たっていることが判る。永祚二年十一月二日「大和国柴山寺牒」では「寺家愁言公家、賜停止妨論収公之官符、已了也、方今官符重疊、更無煩収公之、而當時悉以収公、勘責所当地子官物、即勘徴使及教類、以国威搜取教質物、是非難知、仍牒送如件、乞衙察状、任官符、廻国議、早欲被免判

		『平安遺文』 番	
大和国柴山寺領	永祚	2. 11. 21	341
	正曆	2. 12. 9	342
	寛弘	5. 9. 9	359
	寛弘	3. 9. 21	443
	寛弘	6. 10. 20	449
	寛弘	6. 12. 20	451
	長和	2. 9. 10	471
	寛仁	1. 9. 25	478
	治安	1. 9. 27	484
	万寿	2. 11. 5	503
	長元	2. 9. 28	516
	長元	9. 11.	572
	長久	2. 12.	595
	永承	1. 11. 28	638
天喜	5. 11. 13	684	
康平	2.	724	
康平	2. 3. 25	925	
丹波国大山莊	長保	4. 9. 19	428
	寛弘	6. 10. 28	450
	長和	2. 10. 15	472
	治安	1. 11. 2	485
	万寿	4. 10. 8	509
長元	1. 10. 4	513	

之」と述べ、寛弘六年十月二八日「東寺伝法供家牒」では「当時任中、背例収公、勅命已違、仏事闕怠、寺愁之甚為職此由也（中略）早任旧例、被免除件庄田収公」と述べている。かかる文言は殆んど例外なく免除申請文書にみられるが、旧例に背いて収公・付徴することに抗議する内容であり時期が秋収期以降に当ることから、国郡検田収納使が入部し収納行政に着手した段階で作成されていたと考えられる。即ち免除申請は国司交替ごとでなく、実際に荘田に対する収公・付徴がなされた段階で急遽国衙へ提出されていたのである。大和国で新任ごとに提出されていた如く判断されるのは、概して新任国司は前司の路線に囚われず収納行政を行つたから、交替ごとに収公のなされることがあり、その結果申請と交替とが不可分の如く現象することが多かったことによるのではなからうか。

次に⑩の論点では十世紀初における国司検田権の確立により免除領田制が開始されたことだが、果してそうであろうか。坂本氏の理解では校田を律令国司による定期的検田と把え校班田が廃絶したことによりそれに替る国司による独自の検田権が確立されたと考えている如くであるが、別稿で論じた如く律令国司も校田とは別に毎年部内の検田を行い治田を含む見作田の把握を行いまた作柄如何をみ不堪佃田帳や損田帳を作成していたのである。

天長元年八月二十日官符で「夫除不堪佃之外、别有常荒田、百姓耕作、国司徵租、民畏此迫」とあるのは年々の国司検田を示すに他ならないし、毎年不堪佃田・損田帳に坪付を記載して太政官へ提出すべきことは平安期の儀式書にみえている所である。従つて国司検田権の確立を延喜初年におく坂本氏説の根拠は皆無で律令国司が本来有していたとすべきであり、それと関連するとされる国司による免除も在地の政治情勢に応じ九世紀には既にみられていたのである。先述したことでもあるが、九世紀官符で頻に問題にされている権門が国司を圧迫して不輸をかちとっている状態は、国司にとり不本意としても国免の盛行しつつある状況を示している。坂本氏が力説した延喜初年以降官省符荘の不輸の範囲を本来の荘田に限定し新開治田には及ばさなくなつたとする把握も根拠を欠き、律令制本来のあり方の中に既にみられていたとすべきなのである。貞観の頃内蔵寮博太荘で百姓新開分について「国田租之迫、被切勘庄家」といっているのは開墾に随い徴租していくあり方を示唆している。従つて新開田収公を主たる内容とする謂ゆる免除領田制なるあり方は九世紀からみられていたとして差支えなく、十世紀初の前後をいわず新開田輪租を説いた今井林太郎氏説<sup>⑩</sup>が顧みられてよいのではなからうか。

ところで十一世紀初前後の頃から大和国柴山寺領ないし丹波国

大山荘で領主の側でほぼ国司ごとに収公停止Ⅰ免除申請をしているのは、何を意味するのであろうか。私は前節で述べた十世紀後半以降荘園の収公例が頻出するようになってきていた事実に着目したい。国司による荘庄迫が強まっているのだが、例えば天禄四年九月一日「東寺伝法供家牒」にみる大山荘の場合、寺家の主張によれば図帳ないし官省符に寺田とされる田ないし国判治開田に対し収公Ⅰ付徴処分がなされたのであった。国衙の主張は不詳だが、いずれにしても従来よりも厳しい態度で臨んでいることは確かである。さてこの時の寺家牒は被収公田のみを挙げその停止を求めているだけで後の長保四年九月十九日「東寺伝法供家牒」に始まる荘田総ての見作坪付・田積を記載しての申請と異っており、この段階では後者の手続が出現していないことを示す。また大和国柴山寺領における後者の手続の出現は永祚二年の例を嚆矢としており、かかる手続は十世紀後半に至り出現したのであって十世紀前半にはみられなかったと考えてよいと思う。坂本氏が氏の理解する免除領田制関係史料の嚆矢とした延喜八年正月二五日「播磨国某荘別当解」<sup>⑩</sup>は全見作荘田ではなく収公された新開田のみをあげての免除申請であって、大山荘における天禄四年寺家牒段階を示していることになる。猶、蛇足ながらこの別当解に与判している受領播磨介橋澄清は延喜六年正月十日に就任しており、こ

でも既述した新任受領の任初の時期に免除を行うという坂本氏の把握の誤りが看取される。永祚二年「大和国柴山寺牒」ないし長保四年「東寺伝法供家牒」にみる手続の出現は、十世紀後半以降国衙による検田収納行政が厳しくなり領主側では遂に全作田を書出して免除申請を行わざるを得なくなったと解し得るのではなからうか。<sup>⑪</sup>従って坂本氏の指摘した⑩は領主側の収公対策として十世紀後半以降行われるようになったとすべきであり、十世紀後半以降であっても国司が従前のあり方を踏襲していれば敢えて免除申請する必要はなく、旧例に背いた場合にのみ全作田を書出し強化されつつある国衙の収公策に対し免除特権の保証をより強固なものにしていたのである。全作田を書出しての免除申請は国衙による荘園整理策強化と密接に関連していたのである。従って前節では収公例から謂ゆる免除領田制関係を省いたが、本節での考察によればすぐれて荘園整理令に基づく収公に関係していたことになる。逆にかかる免除申請が頻に行われていることから、十世紀末の頃からの荘園整理Ⅰ収公策の強化されていたことを推知すべきであろう。猶、免除申請に対する国司免判ではしばしば郡司書生らに対し勘責停止の指示を行っている。ここでも先述した収公と在地勢力との関わりを示していることが明らかである。

最後に撰関期荘園整理令との関係で論じられることのある別名

についてみておこう。坂本賞三氏は寛徳二年整理令は官物を出す荘園を別名Ⅰ国衙領の単位所領として積極的につなぎとめる意味をもっていたと説いた<sup>②</sup>。しかし永承五年七月二一日「太政官符案」から知られる同整理令は私地を構え公田を籠作する百姓が権勢家の威を仮りて国郡の事を忽諾にすることを指弾して前司任中以後の新立荘園停止を指示するのみで、前司任中以後という限定を別にすれば延喜二年<sup>①</sup>官符と殆んど相異せず、別名公認というようなことと論理的に関連させるのは困難である。思うに荒田や未開地に対し小規模な開田は固より相当の規模をもった開発がたえず展開していたことは疑いない。赤松俊秀氏の説いた延喜以降の立券阻止策によりホマチ的な小規模百姓治田は開発に随い取公され地子を課せられていったのだろうが、例外的に郡可層の如き人たちは占請・開田において立券を認められ、国衙と一定の納租契約を結び開発をすすめたのであった。延喜以前ではあるが先述した元慶の頃の阿波前司藤原万枝による後の湯船荘となる土地の開発や寛弘七年石部千吉・長曆三年僧長恵らの開発活動がそれに該当する。千吉は郡司・刀祿の署判を得ており長恵も刀祿の署判を得ている。万枝の場合明らかに独特の租稅率法段別一斗三升を負うことを約しており、別符・別結解による特別地域をさす別名と実質的に何ら異なることにならう。従って実体として別

名的な存在は古代社会においてたえず出現していたのであるが、多くは不輸を求めて権門の荘領と化したりまた国郡管掌下の通常の公領に同化することが多かったことであろう。因みに万枝の開発地は東大寺領湯船荘となったのであった。ところでよく知られたことに十一世紀初前後から郷が収納単位として浮上してくる事実がある<sup>③</sup>。長保の頃大和国で郷が東大寺に対し白米・油を納入しているのはその好例だが、私は郡の内部に独立小単位が成長してくる傾向にみあい独自の率法をもった別名的実体も郡の管掌を離れ独立単位としてのあり方を鮮明にし、別名になっていったと考えたい。別名の開発主体は郡司・在庁層を主とする有力者と考えられているが、延喜以降においても立券を認められた人たちに当り、彼らの開発所領が十一世紀初の後から別名として浮上してきていたと推測するのである。別名の初出例とされる伊賀国矢川が寛徳二年整理令の直後であるから別名出現と同整理令とは密接に関連していたという坂本氏の理解は余りに短絡的・没論理的だと思ふ。別名と荘園整理令とは一応切離して考察されるべきである。

以上三節に分ち延喜以降院政期以前までの荘園整理について考察してきたが、忠平・道長という撰関家の最も有力な政治家による執政期において積極的な施策を行わなかったとはいえず、十世紀

後半以降整理政策が着実に行われるようになり、謂ゆる免除領田制も荘園整理令の浸透を示すものとして把握されるべきことを論じた。最近の院政研究によれば、院政を荘園本所権力の上に立つ高権として把え王土思想に裏づけられた国制の成長を認めている如くであるが、その前提として撰関期十世紀後半以降における荘園整理の動向を位置づけることができるのではなからうか。それは国司・国衙権力の着実な成長を象徴しているからである。

- ① 坂本賞三前掲書(第二節注②)第一編第一章
- ② 戸田芳実『日本領王制成立史の研究』「中世初期農業の一特質」、米田雄介「柴山寺領と南家藤原氏」(『日本歴史』二二三号所収)
- ③ 『平安遺文』四五〇号
- ④ 『御堂関白記』寛弘元年閏九月五日条、同十三日条
- ⑤ 『平安遺文』四二八号
- ⑥ 『御堂関白記』寛弘七年三月三十日条、『権記』寛弘七年四月十日条
- ⑦ 『平安遺文』四七二号
- ⑧ 『公卿補任』長和元年条
- ⑨ 『平安遺文』四八五号
- ⑩ 『公卿補任』寛仁四年条
- ⑪ 『平安遺文』三四一号
- ⑫ 拙稿「古代の検田についての小考」(『北陸史学』二四号所収)
- ⑬ 『類聚三代格』卷八
- ⑭ 拙稿「平安中期の土地政策」(『日本歴史』三四三号)
- ⑮ 『平安遺文』一六〇号

⑩ 今井林太郎『日本荘園制論』

⑪ 『平安遺文』一九八号

⑫ 『公卿補任』延喜十三年条

⑬ 但しかつて西岡虎之助氏が説いた全作田を書出している免除申請が惣荘田取公に対抗するためであったとした理解は、坂本賞三氏の批判(同氏前注①前掲書)により従い得ない。しかし本来の官省符荘田に取公が及ばないとしても、類聚にその確認を求めねばならない程国衙の圧迫が強まっていると把えるべきなのである。

⑭ 坂本賞三前注①前掲書第二編第三章

⑮ 『平安遺文』六八一号

⑯ 大山喬平「国衙領における領王制の形成」(『史林』四三一号所収)、別名の成立過程に因しては最近の勝山清次「中世的支配体制の形成と諸階層」(『日本史研究』一六三号所収)に詳しい。勝山氏は別名建立の場として荒野・空閑地のみならず荒田開発のケースをも考えているが、弥永貞三氏が指摘した如く(旧岩波講座『日本歴史』古代3「律令制の土地所有」平安期に入ると空閑地と荒田との間における法的差異が曖昧になってきていることからしても、当然考えられることである。また氏は別名領主として中下級官人・在庁・郡司層を措定しているが、異見をもたないともその法的淵源として本文で述べる如く赤松俊秀氏の指摘が顧みられるべきであろう。猶、氏は甚だ簡潔ながら国衙の荒廢公田開発奨励により治閑された別名の荘園化を防止するために十一世紀初頃の頃から荘園整理令が出されるようになったと示唆している。荘園設定ないし荘領拡大の一契機として別名の荘園化を考える氏の理解は妥当であろうが、律令的支給を保證されなくなった諸院国司・勢家が荘田獲得のために開発や公領侵奪に努めたという契機もある。別名の浮上してくる以前においても国衙による荒田開発奨励策や別名の存在は認められるところであるし、またそれらの不輸を

求めての荘園化という事態は絶えず進行していたはずでありかつ収公や整理令を巡る動きは十一世紀初以前からみられることであるから、氏の如く別名出現と整理令とを結合して理解するためにはより説得的な説明のなされる必要があるのではなからうか。

⑳ 松岡久人「郷司の成立について」『歴史学研究』二二五号所収、

猶、拙稿「平安中期郡司についての一考察」『日本歴史』三一九号所収 参照

㉑ 石井進「院政時代」(講座日本史2『封建社会の成立』所収)

(金沢大学教育学部助教授)